

平成 29 年度秋田県包括外部監査報告書の概要

第 1 監査の対象

「秋田県の高齢者福祉を中心とした少子高齢化対策に関する事務について」

【選定した理由】

秋田県では、監査実施年度である平成 29 年 7 月 1 日現在、高齢化率が 35.5%となっている。この数値は全国平均(平成 28 年 10 月 1 日現在で 27.3%)と比べて高いだけでなく、最近の統計では 47 都道府県で最も高齢化率が高い県となっている。

このような状況のもと、秋田県では、平成 12 年 3 月に「秋田県介護保険事業支援計画・第 2 次老人保健福祉計画」を策定して以来、3 年ごとに同計画を策定している。現在は、平成 27 年度から平成 29 年度までを計画期間とする「第 6 期介護保険事業支援計画・第 7 期老人福祉計画」が実施されており、高齢化率全国一の県として、地域包括ケアシステムの実現に必要な取組をより一層発展させていく施策を進めている。統計によると、平成 52 年(2040 年)には、秋田県の高齢化率は 43.8%に達すると推計されており、来るべき長寿社会に対応した政策を着実に実施することは、秋田県にとって重要なテーマとなっている。

また、高齢化が進む一方で秋田県の人口は年々減少し続けており、ピーク(昭和 31 年)の約 135 万人から平成 29 年 4 月 1 日時点で 100 万人を割り込み、国立社会保障・人口問題研究所の推計では、平成 52 年には 70 万人を下回ると予想されている。人口減少の大きな要因となる出生率において、秋田県は平成 28 年において 5.6 である。高齢化率が全国で最も高い一方で、この出生率 5.6 も全国で最も低く、しかも平成 7 年度以降連続して最も低い率を継続している。このような人口減少社会においては、少しでも子どもを産み育てる環境を整備するなど、地域全体で子育てを支援する体制は急務となっている。

平成 26 年度からスタートした「第 2 期ふるさと秋田元気創造プラン」では、その重点戦略の 1 つとして「元気な長寿社会を実現する健康・医療・福祉戦略」及び「人口減少社会における地域力創造戦略」を掲げ、高齢者や障害者等を地域で支える体制づくりや子どもを産み育てる環境の充実強化を重点的に行っていくとしている。

以上から、秋田県の高齢者福祉を中心とした少子高齢化対策に関する事務について検討することは重要であり、また、過去に秋田県の包括外部監査において当該事務を事件(テーマ)としていないことから、平成 29 年度の包括外部監査の事件(テーマ)として有意義であると判断し事件(テーマ)として選択した。

なお、今回の監査では、できる限り幅広く事業を監査することを目的とするため、介護給付費や後期高齢者医療給付費に関する事業は、監査の対象から除外した。

第2 監査結果の総括

I 指摘事項及び意見数

指摘事項は、福祉政策課 11、長寿社会課 4、子育て支援課 1、健康推進課 0 の計 16 となっている。

意見は、福祉政策課 10、長寿社会課 26、子育て支援課 6、健康推進課 2 の計 44 となっている。

II 総括

「第2期ふるさと秋田元気創造プラン」は、平成26年度から平成29年度までの4年間を計画期間として、平成26年3月に策定された計画であるが、平成28年11月に、これまでの成果と最終年度(平成29年度)に向けた推進方針について、中間総括を取りまとめている。監査の対象とした「(施策)子どもを産み・育てる環境の充実強化」と「(施策)高齢者や障害者等を地域で支える体制づくり」に関する事業についても中間総括を公表しており、全体的におおむね順調に施策が進められているものと思料される。

ただし、「(施策)子どもを産み・育てる環境の充実強化」において代表指標として示された「出生数の平成29年度の目標値6,100人及び合計特殊出生率の平成29年度の目標値1.45は、いずれも現状では達成されておらず、特に出生数の減少に歯止めがかかっている。

また、「(施策)高齢者や障害者等を地域で支える体制づくり」において代表指標として示された健康寿命(平均寿命の伸びを上回る健康寿命の延伸)は、中間総括では記載されていない。

代表指標として示された数値はいずれも重要であり、今後さらなる達成に向けた努力は必要であろう。さらに、中間総括では触れられていない取組み又は「その他の主な施策」で簡単に触れられている程度で、具体的な進捗状況が触れられていない取組み、たとえば「高齢者の社会参加・生きがいづくりと健康づくりを通じた介護予防の充実」などもあり、今後さらなる取組みの充実を行い、具体的な成果(定性的成果、定量的成果)の発現を期待するところである。

個々の事業についての指摘事項及び意見は、「第3 監査の結論」に記載する。

第3 監査の結論

I 福祉政策課

事業名	指摘事項、意見
1 在宅医療・介護ICT連携推進事業	<p>指摘事項1 二者以上のものからの見積書徴取の必要性について 補助先において、一者のみからの見積書徴取など「県が行う契約手続の取扱に準拠」しているとはいえない契約事務が存在した。今後県として、補助先へ要綱遵守の徹底を求めるとともに、深度ある補助先の契約事務の検査を行うことを求める。</p> <p>意見1 単独随意契約の理由の文書化について 補助先が行った委託契約において、単独随意契約に至った理由が、補助先から受け入れた報告書及び県の検査調書から読み取れない。今後、県は単独随意契約に至った理由の文書化、文書の県への提出を補助先へ求めることが望まれる。</p>
2 福祉保健研修・人材センター運営事業	<p>意見2 委託業務の内容について 県は、センターの業務を秋田県社会福祉協議会に委託しており、毎年度作成する協定書には委託料が明記されている。協定書には、平成28年度秋田県福祉保健人材・研修センター事業計画も含まれるが、協定書に示されている委託業務の区分と事業計画の記載内容のつながりが明確ではないので、今後明確にしておく必要がある。</p> <p>意見3 センターが行う無料職業紹介について 平成28年度の委託事業について、研修事業（講習会等の開催）などは実施する研修が協定書（事業計画）で明確となっているが、研修以外の事業の中には、事業計画で実施内容は定められていても、それをどの程度実施するのかという業務量が明確となっていないものが見受けられる。事業計画、協定書は、実施しようとする業務についてより詳細に記載しておく必要がある。</p>
3 補聴器相談事業	<p>指摘事項2 現金出納日計表について 平成29年3月の利用者から受け入れた現金の管理を現金出納日計表（手書）で行っているが、鉛筆書きであることや記載誤りなどが検出された。今後さらなる現金管理事務の徹底が求められる。</p> <p>指摘事項3 利用者満足度及びニーズ調査の不足について 県は、平成27年度（事業開始初年度）において利用者アンケートを実施していない。平成28年度は約1ヵ月限定でのアンケート実施にとどまっている。また、平成28年度のアンケートは県から利用者へアンケート記入を依頼する方式で行われており、平成27年度から現在まで利用者の要望・苦情を吸い上げるための意見箱等の設置は行っていない。今後、適切なアンケートの計画及び実施、事業へのフィードバックによる県民満足度の向上及び意見箱等の設置による県民ニーズの把握を求める。</p> <p>意見4 事業の必要性の評価について 当事業は適切な民間受託者が見当たらなかったことを受けて、県が事業を引き継いだ経緯があるものの、行政サービスとしてではなく民間団体による実施も可能とも推測される。少子高齢化が進んでいる秋田県において、全国に先駆けこのような事業を行うことは相応に有効であるものと想定はされる。だからこそ県として適切な事業評価（事業必要性の評価）を実施し、将来に向け事業を発展させることを望みたい。</p>

事業名	指摘事項、意見
3 補聴器相談事業	<p>意見5 補聴器業者の公表について 現在の秋田県当事業のホームページに掲載された補聴器相談日程において、該当相談日にどの業者が担当するか、各業者がどのような価格帯や特徴等の補聴器を扱っているかについての情報提供はない。相談者の補聴器選択の幅の拡大、利便性の向上のため、ホームページ上に担当業者及び扱う補聴器の情報提供を行うことが望まれる。</p> <p>意見6 補聴器業者の公募について 公平性・透明性の確保、競争性の発揮及び補聴器選択の幅の拡大による利用者のサービス向上という観点から、補聴器業者の拡大や公募実施等が望まれる。</p>
4 子どもの未来応援地域ネットワーク形成支援事業	<p>意見7 アンケートのニーズ分析について 県は平成28年度実施のアンケート結果を受け、平成29年度から年間12百万円の予算にて対象世帯の中学生に対する学習支援事業（集合型、訪問型）を実施している。今回のアンケートは、ひとり親世帯が困っている事項、心配している事項より県がニーズを汲み取る方式となっているが、現実的な支援案をアンケートに列挙し、ひとり親世帯から優先順位を回答してもらう項目を追加することも有効であったのではないだろうか。また、アンケート結果から平成29年度以降の学習支援のニーズを汲み取っているが、その判断過程が明確に文書化されていないので、今後同様の事例については詳細な文書化を求める。</p>
5 福祉サービス利用支援事業	<p>指摘事項4 補助先の旅費規程に反する支出について 平成28年度、補助先の担当者は東京都で開催された「都道府県・指定都市社会福祉協議会日常生活自立支援事業所長会議」に出席している。秋田県から東京都への移動手段は飛行機であったが、この航空費について補助先の旅費規程に反する取扱いがなされていた。県は、旅費規程に則した事務実施を補助先に対し、徹底する必要がある。</p>
6 地域生活定着支援事業	<p>意見8 業務実施完了報告書の充実について 秋田県と社会福祉法人Aの間で締結した業務委託契約書において平成28年度実績報告書を入手しているが、実績報告書の内容は当事業の決算明細にとどまり、具体的な業務内容は記載されていない。県は、実績報告書において自らが事業実施をしている場合と同程度の情報を入手することが望まれる。</p>
7 社会福祉会館管理運営費	<p>指摘事項5 用水路管理業務の契約方法について 社会福祉会館の指定管理者は用水路管理業務を県内のY社へ委託している。契約は単独随意契約で行われており、監査の結果、競争性及び経済効率性が失われていると判断した。県としては、一般競争入札を行うことで契約の競争性及び経済合理性が確保されるよう指定管理者への指導徹底を図るべきである。</p> <p>指摘事項6 樹木管理業務委託の契約事務について 社会福祉会館の指定管理者は、社会福祉会館敷地内の樹木管理業務を県内の業者Z社へ委託している。このZ社との契約において、「契約書に金額単位がないこと」及び「業務範囲の不透明性」の2つの問題事項が発見された。県として指定管理者へ適切な契約事務を指導すべきである。</p> <p>指摘事項7 備品管理の不備について 社会福祉会館に存する備品についての実査を行ったところ、管理シールの添付がないなど秋田県財務規則に反する取扱いが発見された。また、テレビ等の備品台帳記録のない所有権不明の備品の実在も散見された。今後、備品管理の徹底が求められる。</p>

事業名	指摘事項、意見
8 社会福祉会館大規模修繕事業	<p>指摘事項 8 委託先からの資料の返却確認について</p> <p>劣化度診断調査開始時、県から受託者 A 社へ社会福祉会館建設時の完成図書等の貸与がなされているが、仕様書上では「受注者は、貸与資料の必要がなくなった場合は直ちに調査職員に返却するものとする」と明記されている。しかしながら、返却は劣化度診断調査の完了日（完成検査日）から 2 ヶ月超経過していた。また、県が契約書にて定めた様式の貸与品返還書において、各物品の返還を確認したときに県が受領確認印を付すことが求められているが、この受領印が漏れていた。契約書・仕様書等内容に基づく業務実施の徹底を求めたい。</p>
9 福祉施設経営指導事業	<p>指摘事項 9 経営指導センターにおける非常勤職員への報酬形態について（福祉施設経営指導事業費補助金事業）</p> <p>弁護士、公認会計士、社会保険労務士の各資格 1 名の計 3 名は、月一回経営指導センターに来所し二時間の相談対応を行っているが、報酬は相談がない月も窓口待機報酬として一律に支給がなされている。ここで、問題だと考えることは、相談件数があまりに少ない現状において報酬支給の大部分が窓口待機に対する報酬として支払われている実態であり、効率性の観点から好ましくない。たとえば、平成 28 年度において最も相談数が少ない弁護士は、年間の相談件数 1 件となっている。県として今後、非常勤職員の来所頻度のあり方を検討していきたいとのことであり効率的な運用を期待したい。</p>
	<p>指摘事項 10 福祉施設経営相談受付及び指導記録表の誤記載について（福祉施設経営指導事業費補助金事業）</p> <p>個々の相談事項を記録した「福祉施設経営相談受付及び指導記録表」から監査人が集計した職員区分別相談件数（源泉【A】）と、「平成 28 年度福祉施設経営指導事業実績報告書」に記載されていた職員区分別相談件数（源泉【B】）の間で不整合があった。実際の相談回答者と記録上の回答者が異なる今回の事案は、責任区分の観点から重大な問題であり、今後同様の事態がないよう厳格な対応を求める。なお、指摘した平成 28 年度福祉施設経営指導事業実績報告の誤謬は、監査期間中に適切に修正されていることを確認した。</p>
	<p>意見 9 経営指導センターのインターネット広報について（福祉施設経営指導事業費補助金事業）</p> <p>【指摘事項 9】において指摘した相談件数が少ないことの要因として経営指導センターのインターネット広報の不足が一因と考えられる。今後県として秋田県社会福祉協議会に対し、少なくとも他の自治体レベルでの情報提供を行いうるホームページ内容への早急な改善を指導すべきである。</p>
	<p>意見 10 福祉サービス第三者評価制度の普及啓発について（福祉サービス第三者評価事業）</p> <p>平成 28 年 3 月末現在の福祉サービス第三者評価制度の対象施設 477 件に対し、第三者評価を受けたことのある施設は 40 件、受審率 8.3% と非常に低い状況である。県は、第三者評価を受けることによって事業経営の新たな指針を得られること、サービスの質の向上に意欲的であることを外部にアピールできること、さらにはこれらのメリットは受審コスト約 20 万～30 万円以上の価値があることを、今以上に各事業所に理解させる必要がある。また、県は第三者評価制度そのものの知名度を高めることも重要である。</p>
10 生活福祉資金貸付事業	<p>指摘事項 11 徴収不能引当金の計上誤りについて</p> <p>補助先である県社協の徴収不能引当金の計上方法及び計上額が誤っていた。県は、秋田県社会福祉協議会に対し会計基準に則した経理処理の指導徹底を求める。</p>
計	指摘事項 11、意見 10、計 21

II 長寿社会課

事業名	指摘事項、意見
1 元気で明るい長寿社会づくり事業	<p>意見 11 補助対象範囲の明確化と適切な収支報告の入手について</p> <p>高齢者元気アップ推進事業費補助金が公益財団法人秋田県長寿社会振興財団に交付されているが、収支計算書の支出項目において、補助対象経費であることが明記されていないため、補助対象経費の実績と補助金が整合していることを確認できない状況である。また、経費相互間の流用の状況も確認できない。県は交付要綱等において補助対象経費を明記するとともに、収支計算書の支出項目には補助対象経費であることを明記するなど、補助事業者から適切な収支報告を提出させる必要がある。</p>
	<p>意見 12 新しい総合事業取組支援事業のより効率的・効果的な実施について</p> <p>平成 26 年度の介護保険法の改正により、市町村は平成 29 年 4 月 1 日までに「新しい介護予防・日常生活支援総合事業」（以下、「新しい総合事業」という。）を実施することとなっている。新しい総合事業の取組支援事業では、公益財団法人秋田県長寿社会振興財団に委託して、各市町村が新しい総合事業を円滑に実施できるように支援している。今後も新しい総合事業の取組支援事業を継続して取り組んでいく必要はあるが、その際、実績を十分に分析し、より効率的かつ効果的な情報提供や支援となるように工夫することが求められる。</p>
	<p>意見 13 委託料の適正な積算について</p> <p>高齢者ほっと安心相談事業では、公益財団法人秋田県長寿社会振興財団に対して高齢者総合相談・生活支援センター運営事業を委託している。平成 28 年度の委託料は 15,015 千円である。ただし、実績に対する経費が網羅的に積算されていない。県は、委託料の積算に当たって、実施計画の内容を踏まえた適正な見積もりを行うとともに、委託先からそれを踏まえた委託料精算書等を提出させる必要がある。</p>
	<p>意見 14 委託契約時の見積書の徴取について</p> <p>平成 28 年度の新しい総合事業の取組支援事業及び高齢者ほっと安心相談事業において、県は公益財団法人秋田県長寿社会振興財団と 5 件の委託契約を締結している。いずれも単独随意契約であり、かつ見積書の徴取を省略している。今後の委託契約に際しては、県財務規則第 172 条第 2 項第 4 号を適用する妥当性をその都度、より一層慎重に確認することが重要であり、その結果、できるだけ見積書を徴取することにより、双方向での事前調整の過程を明確にした上で、契約するように努める必要がある。</p>
2 高齢者の社会参加促進事業	<p>指摘事項 12 補助金算出根拠の老人クラブ数について</p> <p>市町村に交付される友愛訪問活動強化支援事業補助金の算出には、各市町村で友愛訪問活動を実施している老人クラブ数が根拠となる。一方、公益財団法人秋田県老人クラブ連合会（県老連）も友愛訪問活動を行っているクラブ数や対象者数を集計しているが、県老連から報告された数値と市町村から報告された数値を比較すると、24 市町村のうち、クラブ数は 7 市町、対象者数は 12 市町村で差異が見られた。今後、市町村から友愛訪問活動を実施した老人クラブの一覧表を提出させたり、疑問点を市町村に確認するなど、追加の根拠情報を入手し、データの正確性を確認することが不可欠である。</p>
	<p>意見 15 市町村補助額の根拠資料について</p> <p>老人クラブ事業及び市町村老人クラブ連合会に対する補助金の算出方法は、老人クラブ及び市町村老人クラブ連合会に対して各市町村が支出する補助額のデータが必要となるが、平成 28 年度に県から補助金が交付された 18 市町村の実績報告を確認したところ、3 市町村の歳入歳出決算書の内容は実施調書等に記載されている市町村補助額を直接証明する根拠資料となっていなかった。県はデータを裏付ける根拠として市町村から適切な資料を入手する必要がある。</p>

事業名	指摘事項、意見
2 高齢者の社会参加促進事業	<p>意見 16 より効果的な補助事業に向けた見直しについて</p> <p>友愛訪問活動への支援は秋田県第 6 期介護保険事業支援計画（第 7 期老人福祉計画）でも位置付けられている事業であるが、適正クラブの友愛訪問活動実施率は 6 割程度にとどまっている。県老連報告を含めても、24 市町村のうち 5 市町村では、友愛訪問活動の実施が確認されていない状況である。今後、補助の対象や補助金算出方法などを工夫し、より一層効果的な補助事業となるように見直しをなされることを期待する。</p>
3 老人クラブ助成事業	<p>指摘事項 13 補助金算出根拠の老人クラブ数や会員数について</p> <p>老人クラブ助成費補助金の算出方法は、各市町村の老人クラブ数と、各市町村に 1 団体ずつある市町村老人クラブ連合会の加入クラブの会員数などに応じて補助金額の計算が行われている。ただし、平成 28 年度に市町村が補助金の実績報告で算定根拠として示している適正クラブ及びその他クラブを合わせた市町村集計と市町村老連加入のデータを比較すると、24 市町村のうち 8 市町村において差異が見られる。県は、一定の根拠に基づき、合理的な手続きによって正確性を確認できた老人クラブ数や会員数を用いて補助金の算出を行う必要がある。</p> <p>意見 17 市町村補助額の根拠資料について</p> <p>老人クラブ助成費補助金の算出には、老人クラブ及び市町村老連に対して各市町村が支出する補助額のデータが必要となる。県は市町村に対して実績報告時の実施調書に老人クラブ及び市町村老連への補助額を記載させるとともに、その根拠資料として市町村長印のある歳入歳出決算書を提出させている。ここで、平成 28 年度に県から補助金が交付された 24 市町村の実績報告を確認したところ、8 市町村の歳入歳出決算書の内容は実施調書等に記載されている市町村補助額を直接証明する根拠資料となっていなかった。県はデータを裏付ける根拠として市町村から適切な資料を入手する必要がある。</p> <p>意見 18 老人クラブ助成の見直しについて</p> <p>老人福祉計画にあるように老人クラブの役割は依然として重要であると考えられるが、老人クラブへの助成事業については時代の変化に対応した形に見直していくことは不可欠である。たとえば、補助対象老人クラブの拡大や老人クラブに限定しない助成への移行である。県は、老人クラブ加入率の低下の事実と実態調査などの結果を踏まえ、老人クラブへの助成事業を見直す必要がある。</p>
4 地域で支える認知症施策推進事業	<p>意見 19 委託契約時の見積書の徴取について</p> <p>平成 28 年度の認知症医療・介護体制充実強化事業とみんなで支える認知症施策推進事業において県は 7 件の委託契約を締結している。いずれも単独随意契約であり、かつ見積書の徴取を省略している。今後の委託契約に際しては、県財務規則第 172 条第 2 項第 4 号を適用する妥当性をその都度、より一層慎重に確認することが重要であり、その結果、できるだけ見積書を徴取することにより、双方での事前調整の過程を明確にした上で、契約するように努める必要がある。</p> <p>意見 20 補助金の実施計画・実績報告について</p> <p>市民後見推進事業費補助金は、市町村において市民後見人を確保できる体制を整備・強化することを目的とし、地域における市民後見人の活動を推進する事業に要する経費等を補助している。平成 28 年度は横手市と湯沢市の 2 市に対して合計 2,668 千円の補助金を交付している。湯沢市では当初予定していた市民後見人養成研修を開催できなかったことなどにより、補助金は当初予算額 2,365 千円よりも 1,918 千円少ない 447 千円の交付にとどまっている。しかしながら、湯沢市が県に提出した書類では、その活動内容を示す実施計画は当初予算段階で想定されていたものであり、市民後見人養成研修の開催などが記載されたままである。県は市町村に対して、交付対象事業の実施内容をより一層正確に報告するよう適切に指導する必要がある。</p>

事業名	指摘事項、意見
4 地域で支える認知症施策推進事業	<p>意見 21 認知症施策の推進について</p> <p>県には認知症施策の加速度的な展開が求められており、量的な目標達成に向けて多くの事業を同時並行的に進める必要があるが、その際、より効果的あるいは効率的な運営や対応、さらに利用者の満足度など、質的な側面にも十分配慮しつつ取組が行われることを期待する。</p>
5 介護人材確保対策事業	<p>意見 22 介護の職場体験事業の開始時期について</p> <p>本事業は、高校生等を対象とする介護の職場体験を実施するものであり、平成 28 年度の新規事業である。初年度は日程的にかなり厳しい状況にあったとのことであるが、今後は、事業の目的である介護の仕事と魅力を紹介するために、より多くの職場体験者を集められるよう対応していく必要がある。そのためには、広報を行う時期を早め、あわせて職場体験を実施する時期も早めることが一つの方法であり、県はそのことを県社協に要請することが望ましい。</p> <p>意見 23 介護の職場体験事業における大学生への対応について</p> <p>職場体験事業について、「秋田県高校生等を対象とする介護の職場体験事業実施要綱」では本事業の対象者を高校生や大学生としている。一方、委託契約を締結するにあたって業務仕様書を作成しているが、業務委託仕様書では、高等学校に対してどのような対応を行うのかは示されているが、大学生もしくは大学に対してどのような対応を図るのかは示されていない。短期大学、大学及び一般から職場体験希望者を募るためにどのような対応を図るのかを整理し、具体的な対応を業務委託仕様書等で明確化しておく必要がある。</p>
6 社会福祉施設職員退職手当共済費補助金	<p>意見 24 請求額の根拠データの確認について</p> <p>県は毎年、福祉医療機構からの請求に基づいて補助金を交付しているが、福祉医療機構は県内の被共済職員数に国から示される基準単価を乗じて請求額を算定している。県として請求額の妥当性や正確性を確認できるのは被共済職員数であるため、平成 28 年度に福祉医療機構から提出された県内の共済契約加入施設名簿を確認したところ、職員数の合計は 10,847 人であり、前述の被共済職員数 7,790 人と一致していなかった。監査時に県から改めて福祉医療機構に依頼し、補助対象職員数の記載されたデータを入手することにより、ようやく職員数の整合性を確認できたところである。以上より、県は福祉医療機構からの請求額の根拠データを分析し、補助金額の妥当性、正確性を確認する必要がある。</p>
7 老人福祉施設等環境整備事業	<p>意見 25 補助単価の算定方法について</p> <p>実施要綱によると、老人福祉施設整備費補助金の額は、県の予算の範囲内で、過去 3 年間の実績の平均額から対象経費を算定し、算出された対象経費の実支出額の 4 分の 3 を補助単価とするとだけ定められている。この実施要綱の記載だけでは補助金額の具体的な算定方法がわからない。さらに、補助単価の設定過程についても見直しの余地がある。つまり、県独自の補助金として見直すことが可能であれば、今後、補助単価の設定について検討することが望ましい。その際、補助金の新たな単価や算定方法を導入したとしても、補助対象事業の総事業費に対する補助金の割合は従来からアップしないようにすることが重要である。</p> <p>意見 26 補助金の交付条件について</p> <p>本事業と後述する地域介護福祉施設等整備事業は、補助対象施設や補助金算定方法は異なるものの、県内の社会福祉施設の整備に対する補助金であることは同じであるが、本事業の実施要綱における補助金交付条件の記載は、地域介護福祉施設等整備事業の実施要綱（地域密着型サービス施設等整備事業費補助金交付実施要綱など）よりもかなり簡略化されている。別の補助事業として交付条件が異なることはあるが、必要な交付条件については一貫した記載とし、同様の社会福祉施設整備に対する関連の補助金として整合性を持たせることが望ましい。</p>

事業名	指摘事項、意見
<p>8 地域介護福祉施設等整備事業</p>	<p>指摘事項 14 消費税等に係る仕入控除税額の報告について</p> <p>本事業を構成する3つの補助事業では、それぞれ地域密着型サービス施設等整備事業費補助金交付実施要綱、介護施設開設準備経費等支援事業費補助金交付実施要綱、特別養護老人ホーム等空間整備事業費補助金交付実施要綱（以下、3つを総称して「実施要綱」という。）に基づいて、補助金が交付されている。実施要綱では、県事業など、県が直接、事業者に補助金を交付する場合の条件として、「補助対象事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により、この補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、知事が定める様式により速やかに知事に報告しなければならない。」などと定められている。平成28年度は介護施設開設準備経費等支援事業費補助金の2件、特別養護老人ホーム等空間整備事業費補助金の1件、合計3件の補助対象事業が該当するが、いずれも「消費税及び地方税に係る仕入れ控除税額報告書」は県に提出されていなかった。県は、補助対象事業者に対し、実施要綱に定められた補助金の交付条件等を遵守するよう適切に指導を行う必要がある。</p> <p>意見 27 補助対象事業における入札の実施について</p> <p>実施要綱では、補助金の交付条件として、補助対象事業者が事業を行う場合は原則として一般競争入札によるなど県や市町村の契約手続きに準拠することが定められているが、今回の監査で確認した限りにおいては、実際には県や市町村の契約手続きに準拠していない事業があるのではないかと懸念が生じる。県は、補助金の交付決定通知等の際に改めて補助対象事業者に交付条件を遵守するよう周知する必要がある。</p>
<p>9 老人福祉総合エリア運営費（北部、中央地区、南部）</p>	<p>指摘事項 15 指定管理者の公募期間中の個別交渉について</p> <p>現在の指定管理者の公募は平成27年度に行われている。申請書類の一つに「指定の申請に関する意思の決定を証する書類」があり、監査で申請書類確認の一環として事業団から提出された理事会の議事録等を閲覧したところ、指定管理者への申請の意思決定のために、指定管理施設と一体的に運営されている施設に関して県と協議を行ったことが記録されていた。指定管理者の公募に申請しようとする者は、定められた期間に所定の方法で質問をすることにより県とやりとりを行うことができるが、事業団と県の協議は定められた質問等の手続きを経ないものである。県は、指定管理者の公募に関して、不要な誤解を招かないよう徹底する必要がある。</p> <p>意見 28 指定管理者選定委員会の独立性の確保について</p> <p>平成28年度から5年間の3エリアの指定管理者を選定するための選定委員会は5名の委員で構成され、そのうち3名が大学教授などの外部委員であり、残り2名は県の健康福祉部次長が就任している。委員長は健康福祉部次長である。ここで、平成27年9月時点で、県の健康福祉部長が事業団の理事に就任している。他にも県のOBが事業団の理事や評議員となっており、応募者に対する選定委員会の独立性を確保するための規定は不十分である。指定管理者制度の運用に係るガイドライン及び健康福祉部指定管理者選定委員会設置要綱において応募者に対する選定委員会の独立性を確保するための手続きを定め、それに基づいて選定委員会を運営する必要がある。</p> <p>意見 29 施設の利用促進について</p> <p>県と指定管理者は各年度で利用者数や利用料金収入の目標を設定している。利用料金収入でみると、平成28年度はいずれも目標額を達成できていないなど改善の余地がある。県は、着実に施設利用者数の増加につながるよう、指定管理者の目標設定やその実績の評価、指定管理者への指導・支援を通じて、より一層効果的な利用促進を図っていく必要がある。</p>

事業名	指摘事項、意見
<p>9 老人福祉総合エリア運営費（北部、中央地区、南部）</p>	<p>意見 30 指定管理業務の収支の分析・評価について 一般的に指定管理者制度、特に利用料金制を導入している場合には、県は必要以上に指定管理業務の細かい実施内容にまで口を挟まず、指定管理者に任せる姿勢が求められるが、協定書や仕様書での目標や業務内容の設定、そして事後的な評価については十分に行う必要がある。その一環として収支予算や収支決算の内容の分析、評価は重要である。県は、指定管理業務の収支の分析・評価をより一層深化させ、その結果を活用していく必要がある。</p> <p>意見 31 指定管理者選定委員会等の役割について 選定委員会に専門的かつ客観的な立場から指定管理者制度導入の趣旨を踏まえた審査が求められているとすれば、本来は審査基準の検討など前段階から関与することが必要である。県は、指定管理者制度のステップアップのために、指定管理者選定委員会の役割の拡大、あるいは他の組織による対応について検討することが望ましい。</p> <p>意見 32 過去の包括外部監査に対する措置状況について 今回の監査において、措置以降の状況も含め確認したが、「選定委員は過半数を外部者にする。」こと等、おおむね対応していた。この点は評価するところである。なお、県として行うべき事業なのかを含め施設の根本的なあり方の問題や南部老人福祉総合エリアのテニスコートの問題さらには利用率の向上に向けた努力の問題等は、今後も引き続き検討が必要な項目である。継続的な検討を望むところである。</p>
<p>10 施設入所者援護費</p>	<p>意見 33 日用品費支給の請求資料について 実施要綱によると、対象者が日用品費の支給を受けるには、老人福祉施設が毎月初日の在所者に関する日用品費支給対象者証明書を添付して 10 日までに県に請求する必要があるが、県からの資金交付を受ける前に老人福祉施設が在所者に日用品費を支給した場合は、日用品費支給対象者の受領印を徴した支給簿を付して請求することができることとされている。原則、対象者証明書であり、支給簿も可とする定めとなっているが、支給簿の提出は請求の実態に即しているとともに日用品費が本人に支給されたことを確認できるため、今後、事業を継続する場合、事後的に支給簿を提出させるなどの方法を工夫して従来どおりの対象者証明書による請求も可としつつ、支給簿による請求を原則とすることが望ましい。</p> <p>意見 34 事業の見直しについて 各地域の施設やその入所者の実情を把握しやすく、かつそれを踏まえた適切な支援の仕組みを構築・運用できるのは県よりも市町村である。県による実施の妥当性に関する検討を含め、改めて事業のあり方や支給の体制、単価などを見直すことが望ましい。</p>
<p>11 軽費老人ホーム減免利用料補助金</p>	<p>意見 35 実績報告の誤りについて 補助金額は各施設から提出される実績報告に基づいて確定されるため、平成 28 年度の 23 施設の実績報告について、その内容を確認したところ、2 件の誤りがみられた。実績報告の誤りは補助金額の誤りにつながりかねないため、県は各施設に対して実績報告等の提出書類の記載方法をより丁寧に指導するとともに、重要な誤りが見逃されることがないように提出された書類の確認を行う必要がある。</p>

事業名	指摘事項、意見
12 福祉医療費等助成事業	<p>意見 36 照合結果の明確化について</p> <p>本事業は、県内市町村が医療費の自己負担相当額の一部を助成した場合に、県がその助成額（の一部）を当該市町村に助成するものである。県から各市町村への助成は、年度初め（概算払い）と年度末（確定払い）の2度行われている。各市町村から県には「月別給付・戻入等の状況」が年度末の支払時期前に送られてきており、県はこれに基づいて助成を行っている。一方、医療機関に対する医療費の支払いは、国民健康保険によるもの、被用者保険によるもの、後期高齢者医療保険によるもの、その他に大別され、それぞれの機関から県に医療費の支払いに関するデータが毎月送られてくる。国民健康保険は秋田県国民健康保険団体連合会から、被用者保険は社会保険診療報酬支払基金からデータが送られてくるが、県は、これらのデータと「月別給付・戻入等の状況」を照合して月々の助成額を確定させている。そして、年度終了時点で12か月分の実績を集計し、年間の助成額を確定させている。現状においては、これら照合作業や集計作業はパソコンで行われているが、その結果が出力されていないため、第三者が照合作業や集計作業の正確性を検証することが困難となっている。県においては照合結果の明確化を図る必要がある。</p>
計	指摘事項4、意見26、計30

Ⅲ 子育て支援課

事業名	指摘事項、意見
1 すこやか子育て支援事業	<p>意見 37 待機児童への対応について</p> <p>秋田県は、東北 6 県では 2 番目に待機児童が少ない結果となっている。秋田県の待機児童 41 人の内訳としては、大館市、潟上市がそれぞれ 19 人、北秋田市が 3 人であるとされる。しかし、本来人口減少と少子高齢化の進む秋田県において待機児童自体が存在すること自体不合理なことである。地域の一極集中に伴う転入者の増加とそれに伴う保育士の不足（産休・育休明けのニーズを含む）が原因と考えられるが、県による臨機応変な調整機能が期待される。</p>
3 地域の子育て力向上事業	<p>意見 38 地域子育て家庭優待事業等の広報活動について</p> <p>本県では、子育て家庭優待事業の広報活動において、IT を利用したものとしては、Web を利用するほか、Facebook を利用し、LINE 等の利用についても現在検討中であるとされている。今後は携帯からのアクセスが中心となることを前提に、これまで利用してきた SNS に加えて Twitter の利用も含めたタイムリーな情報発信をも心がけることが望ましい。</p> <p>意見 39 祖父母手帳の発行等について</p> <p>地域の実情を踏まえつつ、子育て世代に対する適切な情報提供機能の重要性は高まっている。単に、他県に追随する必要はないが、秋田県においても、その地域の特性を踏まえ、「祖父母手帳」等きめ細かな情報提供機能の県民への提供を行うためのさらなる施策が望まれる。</p>
4 児童福祉諸費	<p>意見 40 読み聞かせの効果と今後の課題について</p> <p>秋田県は、「マザーズ・タッチ文庫」を通じて昭和 40 年代から読み聞かせの推進を継続している点は評価できる。当該文庫の選考委員については、男性委員が平成 28 年は委員 8 名中 2 名、平成 29 年からは委員 9 名中 3 名であるが、選考委員にも父親の感性をもう少し含めるとともに、当該文庫の名称の変更も含め、読み聞かせ等の効果をより実感させるようさらなる柔軟な施策が望ましいと考える。また、当該活動を母親を中心とする視点だけでなく、地域のシニア世代との連携をさらに積極的に進めるべきであろう。</p>
5 児童会館費	<p>指摘事項 16 指定管理者へのモニタリングのあり方について</p> <p>秋田県児童会館の運営状況のモニタリング結果においては、每期「管理運営状況等評価表」を作成し、これをもって公表している。評価は、目標値に対する達成率に従い、A、B、C の 3 段階評価としている。評価の観点としては、4 つの観点をもとに総合評価を行い、これらについて指定管理者自らの 1 次評価と所管課の 2 次評価を実施しているが、いくつかの問題点が見受けられた。また、本件のように特に長期間にわたり同一団体が指定管理を行う場合には、さらに細かい観点に基づき、担当職員自らが運営状況を細かく検証すべきであろうし、場合によってはモニタリング委員会として複数の委員の意見を求める必要もあろう。</p>
7 市町村子ども・子育て支援事業	<p>意見 41 ファミリー・サポート・センター事業の課題とシェアリング・エコノミーについて</p> <p>ファミリー・サポート・センターは、子どもを預かってほしい方（依頼会員）と子どもを預かってくれる方（協力会員）からなる、助け合いの会員組織であるが、現状では地域によって依頼会員と協力会員の間でアンバランスがある。県は、当該業務に関与する義務はないが、当該事業全体を子育てにおけるシェアリング・エコノミーの一環としてとらえると、異なる役割が求められる場合がある。つまり、ポータル・サイトの運営主体としての役割である。場合によれば、ポータル・サイトとして携帯電話のアプリケーションを構築し、それを配布する役割もありうるかもしれない。いずれにしても、県としては義務ではないが、何らかの形で当該事業に果たせる役割は存在すると考えられる。</p>

事業名	指摘事項、意見
7 市町村子ども・子育て支援事業	<p>意見 42 児童虐待への対応について</p> <p>児童相談所の運営自体は、市町村の業務であり、平成 18 年の秋田児童連続殺害事件及び平成 20 年の児童福祉法改正以降、秋田県全体でも様々な施策は実施されてきている。当該対策として現在有効とされるものは、第 1 に警察との連携の強化、第 2 に里親制度の充実であるとされる。第 1 の対策としては、高知県の事例のように市町村の児童相談所が把握した虐待の情報をすべて文書化して地元警察に提出することにより、虐待対策を児童福祉の範囲から離れて刑法の領域での解決を可能とする方法であり、県の何らかの関与が必要となる。第 2 は、里親制度の充実であるが、平成 28 年度の秋田県における里親委託率は 8.5%と決して高くはない。第 2 期あきた夢っ子プランによれば、平成 31 年には 12.0%を目標とするが、一層の委託率の向上に努めてもらいたい。</p>
計	指摘事項 1、意見 6、計 7

IV 健康推進課

事業名	指摘事項、意見
1 妊婦・出産への健康づくり支援事業	<p>意見 43 思春期からの健康づくり支援事業について</p> <p>妊婦・出産への健康づくり支援事業の一つとして、思春期からの健康づくり支援事業（県単独事業）を実施している。健康づくり支援事業の内容は、①性に関する指導拡充事業（県教育委員会実施）と、②ピアカウンセリング等による相談、健康教育の開催であるが、このうち②については、学校法人ノースアジア大学に属する秋田看護福祉大学と国立大学法人秋田大学に業務を委託している。このことについて、両大学の委託契約書をそれぞれ確認したところ、ピアカウンセリング事業を行うことは明記されているが、ピアカウンセリングの具体的な内容が示されていない。ピアカウンセリングの具体的な内容を契約書で明確にしておく必要がある。</p> <p>意見 44 女性健康支援センター事業に関する委託契約について</p> <p>秋田県は秋田県女性健康支援センター事業実施要綱を定めており、実施要綱に基づいて女性健康支援センター事業を一般社団法人秋田県助産師会に委託している。県の委託事業における電話相談件数は、平成 27 年度は 33 件、平成 28 年度は 18 件にとどまっており、助産師会が独自に行っている電話相談件数（平成 27 年度 194 件、平成 28 年度 117 件）と比較すると少ないものとなっている。PR としては十分な活動を行っていると思われるが、そのような状況において上記の電話相談件数の実績であることについては、受付時間を 20 時までとすることが適切なのか、受付時間を短縮し、その分を火曜日と木曜日に振り分ける余地はないのかなど検討の余地がある。</p>
計	指摘事項 0、意見 2、計 2

以 上